

○議長(岩田 博君) 日程第二福生市議会運営委員会委員の欠員補充についてを行います。

本件は、過半数死せられた故川窪清一君が所属されていた議会運営委員会に一名の欠員が生じているものであります。
お諮りいたします。

本件欠員補充については、福生市議会運営委員会要綱第四条の規定により、議長において、森田治男君を指名したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名した森田治男君が議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

午前十時十二分 休憩

午前十時四十分 開議

○議長(岩田 博君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、日程第三及び日程第四の二案を一括して上程いたします。

日程第三議案第五号福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

日程第四議案第六号福生市都市計画税条例の一部を改正する条例

以上二案を一括して議題といたします。

本二案については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 森田治男君登壇)

○総務委員長(森田治男君) 御指名によりまして、ただいま議題となりました議案第五

号及び第六号につきまして、その審議経過と結果を御報告申し上げます。

なお、議長あての報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本二案を一括して理事者の説明を受けた後、質疑に入りしました。

主なものを申し上げますと、税賦課徴収条例のA・B農地の関係で百分の七十を百

分の八十に改めるのは上級官庁の指導か、それとも自発的なものなのか。又、他市の状況はどうなっているかとの質疑に對しまして、百分の八十に改めるのは、市内のA・B農地所有者から、以前から減額率の引き上げに對して要望があり、又、代表の方からも申し出があり、種々検討し、都の地方課にも相談した。その結果、八〇%であれば二十大中中九市ないし十市あり、減額分も五百十五万九千円程度であり、現在までの税の徴収率も年々よくなっていることも理解していたに基き地方課でもいいだろうというところだ。たゞ、ここで改正しようというものであり、他市の状況については一〇%が青梅、日野の二市、九〇%が立川、武蔵村山、清瀬の三市、八八・五%から八六%が田無、八五%が八王子、小金井、東村山、国分寺、国立、秋川の六市、八〇%が武蔵野、三鷹、昭島、調布、町田、柏江、東大和、東久留米、稲城の九市、七九・九%が保谷、七五%が小平、多摩の二市、七〇%が当福生、六六・六%が府中であるとの答弁がありました後に、採決いたしましたところ、全員異議なく本二案は原案のとおり可決すべきものと決定した次第でございます。

当委員会決定しており御賛同賜りますようお願いを申し上げ、本二案に対する審査報告といたします。

以上です。

○議長(岩田 博君)

以上で、委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に對する質疑を行います。

(異議なし)と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君)

以上で質疑を終わります。

○八番(山崎良一助君)

この際、動議を提出いたします。

たゞいま一議題となっており、議案第五号及び議案第六号については討論を省略し、委員会報告とあり可決されんことを望みます。

(賛成)と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君)

お諮りいたします。

たゞいま山崎良一助君から本案は委員会審査報告とあり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君)

御異議なしと認めます。よって議案第五号及び議案第六号は委員会審査報告とあり可決されました。

○議長(岩田 博君) 日程第五議案第七号福生市地域会館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 森田治男君 登壇)

○総務委員長(森田治男君) 御指名によりまして、ただいま議題となりました議案第七号につきまして、その審議経過と結果を御報告申し上げます。

なお、議長あての報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書)

別添参照

本案につきましては、二月十三日行いました委員会におきまして、理事者より地元の方に館名について相談したところ、桑の森会館としたらどうかという回答があった旨の報告をいただいたわけでありましたが、委員中より、福生の中央地区ということを考えれば、扶桑会館という館名の方がふさわしいのではないだろうかという意見があり、総務委員会としては、いま一度地元の方と相談されたいという結論に達したのでございます。

その結果、地元でもそれではよしいという理事者よりの報告を受けた当委員会としては、委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第でございます。

当委員会決定ごおり御可決くださるようお願い申し上げます。

○議長(岩田 博君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 以上で質疑は終わります。

○八番(山崎良之助君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第七号については、討論を省略し、委員会報告ごおり可決されることを望みます。

(賛成)と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) お諮りいたします。

ただいま山崎良之助君から、本案は委員会審査報告ごおり可決されたいとの動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 御異議なしと認めます。よって議案第七号は委員会審査報告
告とおり可決されました。

○議長(岩田 博君) 日程第六議案第八号福生市福祉社会館条例の一部を改正する条
例を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので委員長から報告を願いま
す。

(厚生委員長 宮沢良一君登壇)

○厚生委員長(宮沢良一君) 御指名がありましたので、本案について簡単に報告させて
いただきます。

なお、審査報告書はお手元に御配付されておりますので、御参照願えればと存
じます。

(議案審査報告書)

別添参照

今回の改正は福祉社会館の施設を老人だけでなく、身障者や母子の方々に
も広く利用していただくということで、本条例改正案を提出されたものであり、委員

会からは施設の利用範囲、送迎用のバス利用、福祉社会館の将来について質疑があり、
利用するのは浴場、集会室、リハビリ等を利用していく。ただし身障者がバスを利用
する場合、車いすでも介護人が同乗すれば利用できるようにしたい。またトイレも一年
前に設置したが、今後安全のためパイプをつけた。将来は、いずれ図書館も移転し、改
造する時点もくると思うので、その時点でリハビリ施設等の身障者関係も考慮
することとし、とりあえず全施設を最大限に利用していきたい。これらの説明があり、本
案は原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

よろしく当委員会の決定ごおり御賛同賜りますようお願い申し上げ審査報告とい
します。

○議長(岩田 博君)

以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君)

以上で質疑は終わります。

○八番(山崎良太郎君)

この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっており、議案第八号については討論を省略し、委員会報告と

かり可決されんことを望みます。

(賛成)と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) お諮りいたします。

ただいま山崎良之助君から、本家は委員会審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 御異議なしと認めます。よ、こ、議案第八号は委員会審査報告どおり可決されました。

○議長(岩田 博君) 日程第七議案第九号福生市国民健康保険条例の一部を

改正する条例を議題といたします。

本家については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 宮天良(君登壇))

○厚生委員長(宮天良(君)) 議案第九号について審査報告をさせていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

今回の改正は、被保険者が出産した場合に支給する助産費、現行四万円から六万円に国の基準が引き上げられ、又、被保険者が死亡した場合に支給する葬祭費、現行一万円から二万円に都の基準が引き上げられたことによる改正でありまして、本件にかかわる五十三年度予算の関係では、助産費で五百四十万円、葬祭費で五十万円がそれぞれ増と減るもので、本条例改正案については、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した次第でございます。

よろしく当委員会の決定どおり御賛同賜りますようお願い申し上げ審査報告といたします。

○議長(岩田 博君) 以上で、委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(異議なし)と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 以上で質疑は終わります。

○八番(山崎良之助君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第九号については、討論を省略し、委員会報告どおり可決されんことを望みます。

〔賛成〕と呼ぶ者あり

○議長(岩田博君) お諮りいたします。

たけいま山崎良一助君から、本家は委員会審査報告とあり可決されたいとの動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(岩田博君) 御異議なしと認めます。よって議案第九号は委員会審査報告とあり可決されました。

○議長(岩田博君) この際、日程第八及び第九の二案を一括して上程いたします。

日程第八議案第十号 福生市育英資金支給条例。

日程第九議案第十号 福生市育英基金条例。

以上二案を一括して議題といたします。

本二案については総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

〔総務委員長 森田治男君登壇〕

○総務委員長(森田治男君)

御指名によりまして、たけいま議題となりました議案第十号及び第十一号につきまして、その審議内容と結果を御報告申し上げます。

なお、議長あての報告書の朗読は省略させていただきます。

〔議案審査報告書〕

別添参照

本二案は一括して理事者の説明を受けた後、質疑に入りました。

主なものを申し上げますと、支給条例の同一世帯にある子女というのは、どの範囲までいいのか。又、成績良好というのは、どの程度まで考えているのかという質疑に對しまして、同一世帯の子女というのは、保護者に当たるべき方が扶養している形のもは全部これに当たると考えている。又、成績良好というのは、原則的には各クラス、各学年の中くらい以上というところで考えている。多少のその範囲外のものについては審議会の議を経て決定していきたいとの答弁であり、さらに最初の育英会設立に御努力をされた方々に益を通してあるのか。又、この方々に對してどのようなことを考えているかとの質疑に對しまして、育英会設立に努力してくださった方には、趣旨、金額、各市の状況など御説明申し上げ賛同を仰いでいる。又、育英会の理事会、総会にもお諮り申し上げ賛同をいただいている。努力してくださった

た方々には、とりあえずお礼状を差し上げたいと考えているとの答弁があり、さらに入学してから経済的困難になったという場合でも受けつけるのか、支給額五千円以内というのは額がばらばらになる可能性があるのか、又、市内で日本育英会の方から支給を受けているのは何人くらいいるのかとの質疑に対して、申し込みの期日は、いつもでと指定はしていない。就学困難になった事情を確認した時点で、追加支給するということを原則としているが、予算との絡みもあるので、現在のところは、臨時応急に対応していく形をとりたい。支給額は定額ということを考えている。又、日本育英会の方から資金を受けているのは成績が平均四・三以上という厳しい基準もあり、福生にはないようである。以上のような質疑応答がなされた後、本二案について採決いたしましたところ、全委員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した次第でございます。

当委員会決定しており御可決されんことを願ひ審査報告といたします。

○議長(岩田 博君)

以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君)

以上で質疑は終わります。

○八巻(山崎良太郎君)

この際、動議を提出いたします。

たゞいま議題となっております議案第十号及び議案第十一号については討論を省略し、委員会報告とおり可決されんことを望みます。

(賛成)と呼ぶ者あり

○議長(岩田 博君)

お諮りいたします。

先づいま山崎良太郎君から本二案は、委員会審査報告とおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君)

御異議なしと認めます。よつて議案第十号及び議案第十一号は委員会審査報告とおり可決されました。

○議長(岩田 博君)

日程第十議案第十二号飯終福生市立福生第八小学校建設基金条例を議題といたします。

本案については総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 森田治男君登壇)

○総務委員長(森田治男君)

御指名によりまして、議案第十二号の審査経過と結果を御報告申し上げます。

なお、議長あての報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書)

別添参照

本案についてまず理事者から、この校舎に要する経費についてごく概算で試算をしたところ、用地関係で九億一千七百万円、建物の校舎だけで三億一千万円、防音低行が一億一千百万円、さらに備品等五千万円近くで、合計すると十三億九千万円、さらに体育館、プールを考えると十五億近くの資金を必要とする。用地については九〇%程度の起債が許可になる見通しであるが、国庫補助金としてはごくわずかであるし、建物についても国庫補助金、起債については基準額があるので、あまり多くを望めない、防音併行だけが全額防衛施設方の補助金でできるということであり、最少に見積っても自己資金は四億円以上が必要になってくるということなので、わずかではあるが、基金を積み立てて将来の歳出に充当するように準備を進めたい旨の説明を受けた後に、質疑に入ったわけでございます。

○議長(岩田博君)

以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君)

以上で質疑は終わります。

○八番(山崎良之助君)

この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第十二号については、討論を省略し、委員会報告とあり可決されんことを望みます。

(賛成と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君)

お諮りいたします。

ただいま山崎良之助君から、本案は委員会審査報告とあり可決されたい旨の動議が

提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 御異議なしと認めます。よって議案第十二号は委員会へ審査報告ごおり可決されました。

○議長(岩田 博君) 日程第十一議案十三号 福生市下水道使用料条例を議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 高波 忠君登壇)

○建設委員長(高波 忠君) 御指名によりまして、審査報告を申し上げます。議案

第十三号についてその補足説明を申し上げます。(議案審査報告書) 別添参照

本案審査に当たっては、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りまして、委員から本案審査に必要であるとして他市の下水道使用料金表の資料要求の発言があり、委員会としてこれを認め、理事者側に資料要求とし、その資料提出を待つて審査

を続けました。

質疑としては、使用料金が千立方メートルを超えるという対象はどのくらいあるのか、水洗化しても使用料を払えない人に対する考えはどうか。現在の汲み取り方式では百立方メートルでも三千円ぐらいである。これが水洗化により、いよより高い料金を払わなければならないとなると水洗化しない人も出てくると思いがどうか。又、使用料金が青梅、昭島、羽村とまちまちであるが、統一した料金にできないものか。

このような質疑に対して理事者から一千立方メートルを超えるものは横田基地だけであり、横田基地の下水排水量は月六万八千立方メートル程度を予定している。使用料を払えない人については、本条例の十条をもつて処置したい。使用料金は重量増地制であり、水洗化すると汲み取り方式より高くなる。しかし、下水道法では工事を行った区域では三年以内に水洗化しなければならぬようになっている。このような答弁がありました。しかし市民のか八・七%が使用すると思われる二十立方メートルを超え、五十立方メートル以下の料金、一立方メートル当たり四十円を五円下げ、その下げた分を横田基地の使用分、すなわち一千立方メートルを超える分に上乗せできないかどうかとの発言があり、このことに対し、理事者から安価条約でも地位協定又下水道法等から基地使用分を高くして差をつけることは法律に準

れると思われる。又、基地が大量に下水を流してくれないと下水道会司も成り立たない。それに基地にも迷惑料的なものも考え、4立方メートルを超える分は1立方メートル当たり百二十円としてゐるものであり、これより高くするのは無理であるという答弁がありました。さらに委員から一般市民の大部分が使用する二十立方メートルを超え、五十立方メートル以下については四十円から三十五円にされたいとの意見があった後、一委員から修正動議が出されました。

内容としては、委員会審査報告書の別紙のようなもので、それは別表中の二十立方メートルを超え、五十立方メートル以下の分の料金、一立方メートル当たり四十円を三十五円にされたいというものであり、委員会としては本修正動議を可決し、又、本修正部分を除く原案についても可決し、本条例については修正可決すべきものと決定した次第であります。

当委員会としては、以上のように決定いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。横皇御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。報告いたします。

○議長(岩田 博君)

以上で委員長の審査報告は終わりました。これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君)

以上で質疑は終わります。

○八巻(山崎良之助君)

この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第十三号については、討論を省略し、委員会報告ごおり修正可決されることを望みます。

(賛成)と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君)

お諮りいたします。

ただいま山崎良之助君から、本案は委員会審査報告ごおり修正可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君)

御異議なしと認めます。よって議案第十三号は委員会審査報告ごおり修正可決されました。

○議長(岩田 博君)

十一時十五分まで休憩いたします。

午前十一時九分

休憩